

大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 2 項の規定に基づき、大規模小売店舗に関し同法第 5 条第 1 項第 5 号に掲げる事項の変更をしようとする旨の届出があったので公告する。

令和 7 年 7 月 18 日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 大規模小売店舗の名称および所在地 平和堂瀬田店 大津市月輪一丁目 487 番地
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては、代表者の氏名 株式会社平和堂 彦根市西今町 1 番地 代表取締役 平松正嗣
- 3 変更しようとする事項
 - (1) 変更前
 - ア 駐車場の位置および収容台数 届出書の添付図面記載のとおり 556 台
 - イ 駐輪場の位置および収容台数 届出書の添付図面記載のとおり 780 台
 - (2) 変更後
 - ア 駐車場の位置および収容台数 届出書の添付図面記載のとおり 412 台
 - イ 駐輪場の位置および収容台数 届出書の添付図面記載のとおり 306 台
- 4 変更年月日 令和 8 年 2 月 28 日
- 5 変更の理由 アについては従業員等用共用駐車場および月極駐車場の確保のため、イについては従業員等用共用駐輪場および什器置場の設置ならびに歩行者導線の確保のため
- 6 届出年月日 令和 7 年 6 月 30 日
- 7 届出書類の縦覧場所および縦覧期間
 - (1) 縦覧場所
 - 滋賀県総合企画部県民活動生活課県民情報室 大津市京町四丁目 1 番 1 号
 - 滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 大津市京町四丁目 1 番 1 号
 - 大津市産業観光部商工労働政策課 大津市御陵町 3 - 1 彦根市元町 4 番 2 号
 - (2) 縦覧期間 令和 7 年 7 月 18 日から令和 7 年 11 月 18 日まで
- 8 意見書の提出期限および提出先
 - (1) 提出期限 令和 7 年 11 月 18 日
 - (2) 提出先 滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 〒520-8577 大津市京町四丁目 1 番 1 号